

# 平成31年度 札幌市あけぼの荘事業計画

## 基本方針

平成30年度から始まった札幌市指定管理者制度に基づく指定期間において2年目を迎える平成31年度はひとつの成果を求められる年である。

このところの利用者減により定員を減らしてきた経緯もあるが、依然として退所者数に比べ入所者数が少なく在籍者が減っていく傾向が続いている。札幌市近郊における新たな福祉施設等の充実により、利用者にとっての選択肢が広がっていることで、従来の入所者層の減少となっていることが一因であると分析している。一方、生活困窮者を対象とした社会的受け皿が不足していることや、緊急的、短・中期的入所のニーズが多く存在することも明らかになってきていること、医療的ニーズが高く退院後の在宅生活が難しい方々の依頼も多くなってきていることから、そうした方々の受け皿として当施設がどのように機能していくか、どう対応していけるかが求められるものと考えている。

かつては終の棲家として、入所してきた方を最期まで支援していくことを実施してきたが、時代の変遷に合わせ「循環型施設」としての要素を高めていくためには、如何に柔軟に新たな方を受け入れていくか、そして必要に応じて如何に次の社会資源に繋げていくか、そうした成果を着実に出していかなければならない。

また、社会福祉施設が地域の生活困窮者自立支援にむけての担い手として期待されていることから、昨年同様札幌市と連携しながら就労訓練事業（中間的就労）を推進していく。

利用者支援については、定着してきている個別支援計画に基づき一人ひとりの希望に添った細やかな支援を継続していく。利用者の権利擁護が叫ばれる中、虐待防止はもとより利用者接遇の在り方について「人権擁護委員会」を中心として検討し、サービス向上を目指す。

今年度から法人職員全体の働き方改革として、年間休日数を増加することに伴い、より効率的な業務をめざす。昨年導入した「生活支援記録システム」の本格的活用を行うことで、記録業務の刷新を図る。

## 重点目標

### 1. 自己実現と個別支援体制の充実

#### (1) 個別支援計画に基づいた支援の推進

定着してきた個別支援計画に基づいた支援を引き続き実施する。施設サービス内容も個々のニーズや特性に沿ったものへとシフトしていく。

### 2. 人権を尊重した支援の推進

#### (1) 人権擁護の推進

利用者支援の現場において人権侵害を行わないために「人権擁護委員会」を中心とした環境整備を継続していく。新たにセルフチェックリストを作成し、職員各々が自分の接遇や支援方法を顧みる機会を作る。

### 3. 循環型セーフティネット施設としての体制構築と生活困窮者支援の推進

#### (1) 地域生活移行、介護施設等移行支援体制の構築

地域生活や介護施設等への移行支援を行うための体制を構築していく。新規の施設利用の相談窓口を広げていくため、他事業所等への周知活動や連携を模索する。

#### (2) 短・中期的な入所ニーズに応えていくための体制の構築

これまでの一般的入所の形態のほか、いわゆる一時入所や短・中期的な入所のニーズに対応していくための体制づくりを構築していく。

### (3) 地域生活困窮者支援の推進

札幌市の生活困窮者自立支援事業所等との連携により、地域で暮らす生活困窮者の自立支援の一環である中間就労の受け皿として役割を担っていく。

## 4. 健康支援と感染予防

### (1) 健康状態の把握と健康相談の充実

利用者様の日々の健康に関する不安を少しでも解消し、安心した生活を送ってもらうため、毎日のミーティングや個別支援会議等で多職種による情報共有を図り、心身の健康状態を把握に努める。

### (2) 適切な服薬管理と誤薬の防止

服薬の管理は医務室における最も厳重に行うべき業務の一つである。利用者の方々の状況に応じ適切に管理していくことと、マニュアルやヒヤリハット委員会での検証を繰り返し誤薬が無いように努める。

### (2) 感染症の予防

毎年のように施設内で流行するインフルエンザ等の感染症を防ぐべく、基本的な予防の徹底と職員の意識向上に努める。

## 5. 食の向上と栄養管理

### (1) 栄養管理の徹底と給食環境の改善

個別の身体状況、生活状況、栄養状況に応じた食事形態、栄養管理の徹底を図る。季節感のある料理や変化に富む献立に努めるとともに、より出来立ての料理を食べて頂けるよう適温での提供に努める。

### (2) 非常時体制の充実

施設が万が一の状況下にあっても食事の提供が継続できるよう非常食を備蓄しておく。また作成したマニュアルに沿った行動がとれるよう職員周知と意識向上を図る。

## 6. 施設の安定的な経営と機能強化

### (1) 安定経営に向けた取り組み

従来の入所経路にとどまらず新たな入所経路を模索していく。救護施設の存在や機能を周知するための活動を行う。福祉事務所職員向けの施設見学会、精神科等病院の地域連携室、地域の相談支援事業所等へ訪問活動を行う。

### (2) 各種委員会活動の充実

各種委員会活動を通じ、「人権擁護」、「リスクマネジメント」、「施設サービスの質」、「感染症対策」等の観点から施設の機能強化を図る。全職員が委員会への参加をしていくことで施設が向かうべき方向性を共有していく。

### (3) 職員の専門性と職員処遇の向上

施設内外の研修の積極的参加を促すことや関連資格取得にむけての配慮を行う。

法人内職員処遇の向上として年間休日数の増加や永年勤続褒賞の基準を向上し、より働きやすく、魅力ある職場づくりを目指す。

### (4) 「生活支援記録システム」稼働による記録業務の見直し

利用者支援の記録業務をシステムの本格的稼働により抜本的な見直しをはかる。記録の方法、周知の方法を見直し、効率化、省力化、集約化を目指す。